

医学会発 第54号  
平成26年3月3日

日本医学会分科会理事長 会長殿

日本医学会長  
高久史磨

公印省略

消費税率変更に伴う対面助言等の手数料額改定について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構より本職宛に、消費税率変更に伴う対面所源等の手数料額改定についての周知依頼の事務連絡が、平成26年2月24日にごございました。

今般、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年8月22日法律第68号）により、消費税法及び地方税法の一部が改正され、本年4月1日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が8%に引き上げられる予定です。これに伴い「独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則」等を改正して同機構の実施する対面助言等の手数料を改定し、本年2月24日より施行するとのことです。

なお、改定手数料額を適用する対象は、原則として本年4月1日以降に実施する対面助言並びに本年4月1日以降に申請される安全性試験調査及び医薬品等証明確認調査となっております。

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/fee.html>

なお、詳細につきましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査業務部業務第一課（電話：03-3506-9437、FAX：03-3506-9442、担当：斉藤氏）にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内4260）  
（担当 高橋）

事務連絡  
平成26年2月24日

日本医学会会長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

消費税変更に伴う対面助言等の手数料額改定について

今般、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年8月22日法律第68号）により、消費税法及び地方税法の一部が改正され、本年4月1日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が8%に引き上げられる予定です。これに伴い「独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則」等を改正して当機構の実施する対面助言等の手数料を改定し、本年2月24日より施行することといたしました。

なお、改定手数料額を適用する対象は、原則として本年4月1日以降に実施する対面助言並びに本年4月1日以降に申請される安全性試験調査及び医薬品等証明確認調査となっております。

改定後の手数料額は別紙の通りです。貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

「薬事戦略相談に関する実施要綱」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">薬事戦略相談に関する実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成23年6月30日 一部改正 平成25年7月1日 一部改正 平成25年9月24日 <b>一部改正 平成26年2月21日</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 対面助言 (1)～(2) (略)</p> <p>(3)相談手数料等とその低額要件適用に係る申請 1)相談手数料とその低額要件 相談手数料は、以下のとおりです。なお、細胞・組織加工製品又は遺伝子治療用医薬品に関する相談のうち、品質及び安全性に係る相談については、医薬品、医療機器のいずれにおいても、当該手数料は、「医薬品戦略相談」区分の手数料(1,541,600円)となります。また、その場合は、同一の医薬品又は医療機器を対象とするものであって、治験計画の届出を行う前に当該製品の品質及び安全性に係る十分な確認を行うために必要な範囲で、複数日に渡って相談を行う場合であっても、「医薬品戦略相談」1相談分の手数料となります。ただし、細胞・組織加工製品又は遺伝子治療用医薬品に関する相談のうち、治験プロトコル等品質及び安全性以外に係る相談を併せて相談する場合には、相談区分に応じた手数料を別途納付いただくこととなります。この場合、品質及び安全性に係る相談に引き続き治験プロトコル等に係る相談を行うことは可能です。</p> <p style="text-align: center;">(相談手数料表)</p>	<p style="text-align: center;">薬事戦略相談に関する実施要綱</p> <p style="text-align: right;">平成23年6月30日 一部改正 平成25年7月1日 一部改正 平成25年9月24日</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 対面助言 (1)～(2) (略)</p> <p>(3)相談手数料等とその低額要件適用に係る申請 1)相談手数料とその低額要件 相談手数料は、以下のとおりです。なお、細胞・組織加工製品又は遺伝子治療用医薬品に関する相談のうち、品質及び安全性に係る相談については、医薬品、医療機器のいずれにおいても、当該手数料は、「医薬品戦略相談」区分の手数料(1,498,800円)となります。また、その場合は、同一の医薬品又は医療機器を対象とするものであって、治験計画の届出を行う前に当該製品の品質及び安全性に係る十分な確認を行うために必要な範囲で、複数日に渡って相談を行う場合であっても、「医薬品戦略相談」1相談分の手数料となります。ただし、細胞・組織加工製品又は遺伝子治療用医薬品に関する相談のうち、治験プロトコル等品質及び安全性以外に係る相談を併せて相談する場合には、相談区分に応じた手数料を別途納付いただくこととなります。この場合、品質及び安全性に係る相談に引き続き治験プロトコル等に係る相談を行うことは可能です。</p> <p style="text-align: center;">(相談手数料表)</p>

手数料の区分	手数料(1相談当たり※ <sup>2</sup> )
医薬品戦略相談※ <sup>1</sup>	1,541,600円
医薬品戦略相談(別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業)※ <sup>1</sup>	154,100円
医療機器戦略相談※ <sup>3</sup>	874,000円
医療機器戦略相談(別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業)※ <sup>3</sup>	87,400円

※1:細胞・組織加工製品又は遺伝子治療用医薬品に関する相談のうち、品質及び安全性に係る相談は医薬品戦略相談の手数料を適用。

※2:対面助言の1相談当たりの相談時間は2時間程度。

※3:体外診断用医薬品は、医療機器戦略相談の手数料を適用。

(別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業)

(低額要件)

原則として、下記の要件をすべて満たすこと。

○大学・研究機関

- ・国から当該シーズに係る研究費を医薬品については9,000万円、医療機器については5,000万円程度以上受けていないこと
- ・当該シーズに係る製薬企業・医療機器開発企業との共同研究契約等により、当該シーズの実用化に向けた研究費を当該企業から受けていないこと

○ベンチャー企業

- ・中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下)
- ・他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- ・複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと
- ・前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計

手数料の区分	手数料(1相談当たり※ <sup>2</sup> )
医薬品戦略相談※ <sup>1</sup>	1,498,800円
医薬品戦略相談(別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業)※ <sup>1</sup>	149,800円
医療機器戦略相談※ <sup>3</sup>	849,700円
医療機器戦略相談(別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業)※ <sup>3</sup>	84,900円

※1:細胞・組織加工製品又は遺伝子治療用医薬品に関する相談のうち、品質及び安全性に係る相談は医薬品戦略相談の手数料を適用。

※2:対面助言の1相談当たりの相談時間は2時間程度。

※3:体外診断用医薬品は、医療機器戦略相談の手数料を適用。

(別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業)

(低額要件)

原則として、下記の要件をすべて満たすこと。

○大学・研究機関

- ・国から当該シーズに係る研究費を医薬品については9,000万円、医療機器については5,000万円程度以上受けていないこと
- ・当該シーズに係る製薬企業・医療機器開発企業との共同研究契約等により、当該シーズの実用化に向けた研究費を当該企業から受けていないこと

○ベンチャー企業

- ・中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下)
- ・他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- ・複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと
- ・前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計

上されているが事業収益がないこと

(注意事項)

ベンチャー企業に係る低額要件適用については、以下の点にご留意ください。

- ① 上記のベンチャー企業に関する項目中にある「法人」について、ベンチャー・キャピタルなど投資事業組合等の取扱いについては、関連する法令・基準等の運用に準じて個別に判断します。
- ② 当期利益に関し、会計処理上、開発費について繰延資産として計上している場合は、仮に費用として処理した場合における当期利益相当額を参考とします。
- ③ 前事業年度の決算において特別な事情等があり、直近2期における決算状況により判断する必要があると認められる場合には追って当該関連資料を提出いただき確認したうえで判断します。

2) (略)

(4)～(9) (略)

7～8 (略)

別紙1～3 (略)

別紙様式1～5 (略)

別添1～3 (略)

附 則(平成23年6月30日)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成25年7月1日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

上されているが事業収益がないこと

(注意事項)

ベンチャー企業に係る低額要件適用については、以下の点にご留意ください。

- ① 上記のベンチャー企業に関する項目中にある「法人」について、ベンチャー・キャピタルなど投資事業組合等の取扱いについては、関連する法令・基準等の運用に準じて個別に判断します。
- ② 当期利益に関し、会計処理上、開発費について繰延資産として計上している場合は、仮に費用として処理した場合における当期利益相当額を参考とします。
- ③ 前事業年度の決算において特別な事情等があり、直近2期における決算状況により判断する必要があると認められる場合には追って当該関連資料を提出いただき確認したうえで判断します。

2) (略)

(4)～(9) (略)

7～8 (略)

別紙1～3 (略)

別紙様式1～5 (略)

別添1～3 (略)

附 則(平成23年6月30日)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成25年7月1日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成25年9月24日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年2月21日)

この要綱は、平成26年2月24日から施行し、手数料の額については、平成26年4月1日以後に実施する対面助言に適用する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

附 則(平成25年9月24日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

新			
別表(第4条関係)			
手数料等の区分			
(単位:円)			
	手数料額	納付時期	
対面助言			
医薬品	医薬品手続相談	1相談当たり 143,800円	対面助言実施日の日程調整後、申込までに納付
	医薬品生物学的同等性試験等相談	1相談当たり 571,900円	
	医薬品安全性相談	1相談当たり 1,833,700円	
	医薬品品質相談	1相談当たり 1,520,500円	
	医薬品第Ⅰ相試験開始前相談(オフファン以外)	1相談当たり 4,360,500円	
	医薬品第Ⅰ相試験開始前相談(オフファン)	1相談当たり 3,277,200円	
	医薬品前期第Ⅱ相試験開始前相談(オフファン以外)	1相談当たり 1,669,400円	
	医薬品前期第Ⅱ相試験開始前相談(オフファン)	1相談当たり 1,257,400円	
	医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談(オフファン以外)	1相談当たり 3,114,900円	
	医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談(オフファン)	1相談当たり 2,339,200円	
	医薬品第Ⅱ相試験終了後相談(オフファン以外)	1相談当たり 6,183,300円	
	医薬品第Ⅱ相試験終了後相談(オフファン)	1相談当たり 4,644,800円	
	医薬品申請前相談(オフファン以外)	1相談当たり 6,183,200円	
	医薬品申請前相談(オフファン)	1相談当たり 4,642,000円	
	医薬品再評価・再審査臨床試験計画相談	1相談当たり 3,415,500円	
	医薬品再評価・再審査臨床試験終了時相談	1相談当たり 3,414,200円	
	医薬品追加相談(オフファン以外)	1相談当たり 2,752,100円	
	医薬品追加相談(オフファン)	1相談当たり 2,067,900円	
	医薬品信頼性基準適合性相談(オフファン以外)	1相談当たり 2,957,700円	
	医薬品信頼性基準適合性相談(オフファン)	1相談当たり 2,218,900円	
	医薬品事前評価相談(品質)	1相談当たり 3,136,500円	
	医薬品事前評価相談(非臨床:毒性)	1相談当たり 2,120,000円	
	医薬品事前評価相談(非臨床:薬理)	1相談当たり 2,120,000円	
	医薬品事前評価相談(非臨床:薬物動態)	1相談当たり 2,120,000円	
	医薬品事前評価相談(第Ⅰ相試験)	1相談当たり 3,584,300円	
	医薬品事前評価相談(第Ⅱ相試験)	1相談当たり 4,625,900円	
	医薬品事前評価相談(第Ⅱ相/第Ⅲ相試験)	1相談当たり 7,185,300円	
	医薬品優先審査品目該当性相談	1相談当たり 846,800円	
	医薬品優先審査品目該当性相談(医薬品申請前相談あり)	1相談当たり 173,500円	
	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(適格性評価)	1相談当たり 3,114,900円	
	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(試験計画要点確認)	1相談当たり 1,142,800円	
	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー追加相談(適格性評価)	1相談当たり 948,300円	
	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー追加相談(試験計画要点確認)	1相談当たり 414,600円	
医薬品戦略相談	1相談当たり 1,541,600円		
医薬品戦略相談 (別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業※)	1相談当たり 154,100円		
後発医薬品生物学的同等性相談	1相談当たり 1,026,000円		
後発医薬品品質相談	1相談当たり 505,800円		
スイッチOTC等申請前相談	1相談当たり 1,544,000円		
治験実施計画書要点確認相談	1相談当たり 516,800円		
新一般用医薬品開発妥当性相談	1相談当たり 204,800円		
機器・体診	医療機器開発前相談	1相談当たり 139,100円	
	医療機器安全性確認相談(生物系を除く)	1相談当たり 845,600円	
	生物系医療機器安全性確認相談	1相談当たり 936,200円	
	医療機器品質相談(生物系を除く)	1相談当たり 797,500円	
	生物系医療機器品質相談	1相談当たり 947,700円	
	医療機器性能試験相談	1相談当たり 870,100円	
	医療機器臨床評価相談	1相談当たり 1,055,900円	
	医療機器探索的治験相談	1相談当たり 1,136,900円	
	医療機器治験相談	1相談当たり 2,482,000円	
	医療機器申請前相談	1相談当たり 2,482,000円	
	医療機器申請手続相談	1相談当たり 139,100円	

旧			
別表(第4条関係)			
手数料等の区分			
(単位:円)			
	手数料額	納付時期	
対面助言			
医薬品	医薬品手続相談	1相談当たり 139,800円	対面助言実施日の日程調整後、申込までに納付
	医薬品生物学的同等性試験等相談	1相談当たり 556,000円	
	医薬品安全性相談	1相談当たり 1,782,800円	
	医薬品品質相談	1相談当たり 1,478,300円	
	医薬品第Ⅰ相試験開始前相談(オフファン以外)	1相談当たり 4,239,400円	
	医薬品第Ⅰ相試験開始前相談(オフファン)	1相談当たり 3,186,100円	
	医薬品前期第Ⅱ相試験開始前相談(オフファン以外)	1相談当たり 1,623,000円	
	医薬品前期第Ⅱ相試験開始前相談(オフファン)	1相談当たり 1,222,500円	
	医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談(オフファン以外)	1相談当たり 3,028,400円	
	医薬品後期第Ⅱ相試験開始前相談(オフファン)	1相談当たり 2,274,200円	
	医薬品第Ⅱ相試験終了後相談(オフファン以外)	1相談当たり 6,011,500円	
	医薬品第Ⅱ相試験終了後相談(オフファン)	1相談当たり 4,515,700円	
	医薬品申請前相談(オフファン以外)	1相談当たり 6,011,400円	
	医薬品申請前相談(オフファン)	1相談当たり 4,513,000円	
	医薬品再評価・再審査臨床試験計画相談	1相談当たり 3,320,600円	
	医薬品再評価・再審査臨床試験終了時相談	1相談当たり 3,319,400円	
	医薬品追加相談(オフファン以外)	1相談当たり 2,675,600円	
	医薬品追加相談(オフファン)	1相談当たり 2,010,400円	
	医薬品信頼性基準適合性相談(オフファン以外)	1相談当たり 2,875,500円	
	医薬品信頼性基準適合性相談(オフファン)	1相談当たり 2,157,200円	
	医薬品事前評価相談(品質)	1相談当たり 3,049,300円	
	医薬品事前評価相談(非臨床:毒性)	1相談当たり 2,061,100円	
	医薬品事前評価相談(非臨床:薬理)	1相談当たり 2,061,100円	
	医薬品事前評価相談(非臨床:薬物動態)	1相談当たり 2,061,100円	
	医薬品事前評価相談(第Ⅰ相試験)	1相談当たり 3,484,700円	
	医薬品事前評価相談(第Ⅱ相試験)	1相談当たり 4,497,400円	
	医薬品事前評価相談(第Ⅱ相/第Ⅲ相試験)	1相談当たり 6,985,700円	
	医薬品優先審査品目該当性相談	1相談当たり 823,300円	
	医薬品優先審査品目該当性相談(医薬品申請前相談あり)	1相談当たり 168,700円	
	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(適格性評価)	1相談当たり 3,028,400円	
	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談(試験計画要点確認)	1相談当たり 1,111,000円	
	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー追加相談(適格性評価)	1相談当たり 921,900円	
	ファーマコゲノミクス・バイオマーカー追加相談(試験計画要点確認)	1相談当たり 403,100円	
医薬品戦略相談	1相談当たり 1,498,800円		
医薬品戦略相談 (別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業※)	1相談当たり 149,800円		
後発医薬品生物学的同等性相談	1相談当たり 997,500円		
後発医薬品品質相談	1相談当たり 491,800円		
スイッチOTC等申請前相談	1相談当たり 1,501,100円		
治験実施計画書要点確認相談	1相談当たり 502,500円		
新一般用医薬品開発妥当性相談	1相談当たり 199,100円		
機器・体診	医療機器開発前相談	1相談当たり 135,200円	
	医療機器安全性確認相談(生物系を除く)	1相談当たり 822,100円	
	生物系医療機器安全性確認相談	1相談当たり 910,100円	
	医療機器品質相談(生物系を除く)	1相談当たり 775,400円	
	生物系医療機器品質相談	1相談当たり 921,400円	
	医療機器性能試験相談	1相談当たり 845,900円	
	医療機器臨床評価相談	1相談当たり 1,026,600円	
	医療機器探索的治験相談	1相談当たり 1,105,300円	
	医療機器治験相談	1相談当たり 2,413,000円	
	医療機器申請前相談	1相談当たり 2,413,000円	
	医療機器申請手続相談	1相談当たり 135,200円	



新				
別表(第4条関係)				
手数料等の区分				
(単位:円)				
	手数料額	納付時期		
<b>対面助言</b>				
機器・体診	医療機器追加相談	1相談当たり	1,162,400円	
	医療機器信頼性基準適合性相談	1相談当たり	795,000円	
	医療機器事前評価相談(品質)	1相談当たり	3,067,600円	
	医療機器事前評価相談(非臨床)	1相談当たり	3,067,600円	
	医療機器事前評価相談(臨床)	1相談当たり	4,619,100円	
	医療機器戦略相談	1相談当たり	874,000円	
	医療機器戦略相談 (別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業※)	1相談当たり	87,400円	
	体外診断用医薬品開発前相談	1相談当たり	143,900円	
	体外診断用医薬品品質相談	1相談当たり	355,400円	
	体外診断用医薬品基準適合性相談	1相談当たり	455,400円	
	体外診断用医薬品臨床評価相談	1相談当たり	694,700円	
	体外診断用医薬品臨床性能試験相談	1相談当たり	1,640,300円	
	体外診断用医薬品申請前相談	1相談当たり	1,640,300円	
	体外診断用医薬品申請手続相談	1相談当たり	139,100円	
	体外診断用医薬品追加相談	1相談当たり	954,100円	
	体外診断用医薬品事前評価相談(品質)	1相談当たり	3,067,600円	
体外診断用医薬品事前評価相談(非臨床)	1相談当たり	3,067,600円		
体外診断用医薬品事前評価相談(臨床)	1相談当たり	4,619,100円		
遺伝子治療用医薬品資料整備相談	1相談当たり	229,900円		
簡易相談	後発医療用医薬品簡易相談	1相談当たり	21,600円	
	一般用医薬品簡易相談	1相談当たり	21,600円	
	医薬部外品簡易相談(殺虫・殺そ剤を含む)	1相談当たり	21,600円	
	医療機器・体外診断用医薬品簡易相談	1相談当たり	35,300円	
	新医薬品記載整備等簡易相談	1相談当たり	21,600円	
	GMP/QMS調査簡易相談	1相談当たり	25,400円	
<b>優先対面助言品目指定審査</b>				
医薬品優先対面助言品目指定審査	1申請当たり	842,200円	予め納付してから 機構に依頼	
医療機器・体外診断用医薬品優先対面助言品目指定審査	1申請当たり	842,200円		
<b>安全性試験調査</b>				
全試験項目(医薬品及び医療機器)	1施設につき	3,110,300円	予め納付してから 機構に依頼	
全試験項目(医薬品又は医療機器)	国内	1施設につき		2,121,400円
	海外	1施設につき		2,347,900円+旅費
試験項目限定	1施設につき	1,023,600円		
追加適合認定	1施設につき	959,300円		
<b>医薬品等証明確認調査</b>				
治験薬GMP証明(実地調査を伴うもの)	1施設1品目につき	760,900円	予め納付してから 機構に依頼	
治験薬GMP証明(実地調査を伴わないもの)	1施設1品目につき	15,500円		
医薬品製剤証明	1品目につき	15,500円		
その他の証明(GMP/QMS証明を含む)	1品目1事項につき	8,700円		
<b>資料保管室の使用</b>				
	1個室につき1日当たり	3,000円	使用期間終了後、機構からの請求により納付	

※別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業  
原則として、下記の要件をすべて満たすこと。  
(大学・研究機関)  
・国から当該シーズに係る研究費を医薬品については9,000万円、医療機器については5,000万円程度以上受けていないこと  
・当該シーズに係る製薬企業・医療機器開発企業との共同研究契約等により、当該シーズの実用化に向けた研究費を当該企業から受けていないこと  
(ベンチャー企業)  
・中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下)  
・他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと  
・複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと  
・前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計上されているが事業収益がないこと

旧				
別表(第4条関係)				
手数料等の区分				
(単位:円)				
	手数料額	納付時期		
<b>対面助言</b>				
機器・体診	医療機器追加相談	1相談当たり	1,130,100円	
	医療機器信頼性基準適合性相談	1相談当たり	772,900円	
	医療機器事前評価相談(品質)	1相談当たり	2,982,300円	
	医療機器事前評価相談(非臨床)	1相談当たり	2,982,300円	
	医療機器事前評価相談(臨床)	1相談当たり	4,490,800円	
	医療機器戦略相談	1相談当たり	849,700円	
	医療機器戦略相談 (別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業※)	1相談当たり	84,900円	
	体外診断用医薬品開発前相談	1相談当たり	139,900円	
	体外診断用医薬品品質相談	1相談当たり	345,500円	
	体外診断用医薬品基準適合性相談	1相談当たり	442,800円	
	体外診断用医薬品臨床評価相談	1相談当たり	675,400円	
	体外診断用医薬品臨床性能試験相談	1相談当たり	1,594,700円	
	体外診断用医薬品申請前相談	1相談当たり	1,594,700円	
	体外診断用医薬品申請手続相談	1相談当たり	135,200円	
	体外診断用医薬品追加相談	1相談当たり	927,500円	
	体外診断用医薬品事前評価相談(品質)	1相談当たり	2,982,300円	
体外診断用医薬品事前評価相談(非臨床)	1相談当たり	2,982,300円		
体外診断用医薬品事前評価相談(臨床)	1相談当たり	4,490,800円		
遺伝子治療用医薬品資料整備相談	1相談当たり	223,500円		
簡易相談	後発医療用医薬品簡易相談	1相談当たり	21,000円	
	一般用医薬品簡易相談	1相談当たり	21,000円	
	医薬部外品簡易相談(殺虫・殺そ剤を含む)	1相談当たり	21,000円	
	医療機器・体外診断用医薬品簡易相談	1相談当たり	34,300円	
	新医薬品記載整備等簡易相談	1相談当たり	21,000円	
	GMP/QMS調査簡易相談	1相談当たり	24,700円	
<b>優先対面助言品目指定審査</b>				
医薬品優先対面助言品目指定審査	1申請当たり	818,800円	予め納付してから機構に依頼	
医療機器・体外診断用医薬品優先対面助言品目指定審査	1申請当たり	818,800円		
<b>安全性試験調査</b>				
全試験項目(医薬品及び医療機器)	1施設につき	3,023,800円	予め納付してから機構に依頼	
全試験項目(医薬品又は医療機器)	国内	1施設につき		2,062,400円
	海外	1施設につき		2,282,600円+旅費
試験項目限定	1施設につき	995,200円		
追加適合認定	1施設につき	932,600円		
<b>医薬品等証明確認調査</b>				
治験薬GMP証明(実地調査を伴うもの)	1施設1品目につき	739,800円	予め納付してから機構に依頼	
治験薬GMP証明(実地調査を伴わないもの)	1施設1品目につき	15,100円		
医薬品製剤証明	1品目につき	15,100円		
その他の証明(GMP/QMS証明を含む)	1品目1事項につき	8,400円		
<b>資料保管室の使用</b>				
	1個室につき1日当たり	3,000円	使用期間終了後、機構からの請求により納付	

※別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業  
原則として、下記の要件をすべて満たすこと。  
(大学・研究機関)  
・国から当該シーズに係る研究費を医薬品については9,000万円、医療機器については5,000万円程度以上受けていないこと  
・当該シーズに係る製薬企業・医療機器開発企業との共同研究契約等により、当該シーズの実用化に向けた研究費を当該企業から受けていないこと  
(ベンチャー企業)  
・中小企業であること(従業員数300人以下又は資本金3億円以下)  
・他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと  
・複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと  
・前事業年度において、当期利益が計上されていない又は当期利益は計上されているが事業収益がないこと